

教育県岡山の復活

3 教育の振興

提案先省庁	文部科学省
-------	-------

提案事項

(1) 少人数教育の推進等

- ① 学力向上やいじめ・不登校等の諸課題に的確に対応できるよう、少人数指導のための教員加配や少人数学級の拡充のための定数改善など、必要な体制の整備を行い、少人数教育を推進すること。
- ② 義務教育費国庫負担金については、地方に負担を転嫁することなく、国の責務として必要な財源を確保すること。
- ③ 地方公務員の雇用と年金の接続に関する制度の設計については、教員の勤務の特殊性を考慮した再任用制度の創設や新たなスタッフ職の設置など、別枠の定数を確保すること。

(提案の理由)

現状

- いじめ対策や専科指導の充実のための加配は一部措置されたが、少人数指導等のための加配定数は十分確保されなかった。
- 少人数学級については、小学校第1学年は標準法の改正により平成23年度から、第2学年は加配により平成24年度から実施しているが、第3学年以上については十分な加配が措置されておらず、一部の学校でしか実施できていない。
- 退職共済年金の支給開始年齢が段階的に引き上げられることに伴い、国家公務員は、定年退職後フルタイム勤務を希望する者は原則採用するなどの新たな再任用制度の創設を盛り込んだ基本方針が示されているが、地方公務員については、明確な制度概要が示されていない。

課題

- 新学習指導要領の円滑な実施や教員が子どもと向き合う時間の確保、さらには子どもたちへのきめ細かで質の高い教育の推進のため、年次計画的に全学年への少人数学級等を確実に実施する必要がある。
- 短時間勤務による再任用を希望する教員が増えた場合、小学校では短時間勤務の者が学級担任を持たざるを得なくなり、継続的な教育指導ができなくなるなど、学校運営に支障が生じる。

【参考】

○ 岡山県における学級編制基準

校種・学年	幼稚園	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
学級編制 基 準	35人	35人						40人又は35人		

○ 公的年金支給開始年齢の引き上げスケジュール

～平成24年度	平成25年度	平成37年度～
60歳	61歳	65歳

※平成25年度から3年に1歳ずつ
段階的に引き上げ

提案事項

(2) 不登校対策のための総合的な取組の推進

新たな不登校を生まない未然防止の取組を進めるため、家庭の課題や障害特性等に対する幼少期からの対応やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの養成及び安定した雇用条件の整備、不登校対策の中核となる教員の指導力向上のための研修の充実など、不登校の解消のための総合的な対策を検討すること。

(提案の理由)

現 状

- 児童生徒の問題行動等調査の結果から、本県の不登校児童生徒数は全国と比べ大変厳しい状況である。
- 小学校の不登校が増加傾向にある。小学校で不登校経験のある生徒は、中学校で再度不登校を発生する可能性が高く、早急な対応が必要である。
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの確保、資質の向上に困難を有する。また、非常勤の雇用であるため生計が不安定であり、希望者が集まりにくい現状がある。
- 「ひきこもり」のうち3割強が小中学校で不登校を経験している。

※「社会的ひきこもり」に関する相談・援助状況実態調査報告

課 題

- 不登校の背景にある家庭の課題や障害特性等に早期から対応する必要がある。
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが不足していることから、大学等での養成が必要である。
- 安定したスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの確保に向けた常勤化や有資格化などの検討が必要である。
- 不登校対策の中核となる教員の指導力向上のための研修の充実が必要である。

提案事項

(3) 特別支援教育の充実

- ① 発達障害等により特別な支援が必要な児童生徒の増加に適切に対応するため、幼稚園、小・中学校、高等学校における特別支援教育支援員配置に係る地方財政措置の一層の拡充を図ること。
- ② 小・中学校において、発達障害等の児童生徒のための通級指導を担当する教員の加配定数を改善すること。
- ③ 小・中学校の通常学級における特別な支援を必要とする児童生徒に適切に対応するため、大学教育での教員養成カリキュラムにおける特別支援教育に関する内容の充実を図ること。 新規

(提案の理由)

現 状

- 近年、通常学級において、発達障害等により特別な支援が必要な児童生徒が増加傾向にあり、教員の資質向上とともに、特別支援教育支援員の配置の必要性が増している。
- 平成18年度から、学習障害者及び注意欠陥多動性障害者が新たに通級による指導の対象となったこと等により、通級による指導を希望する児童生徒が年々増加している。

課 題

- 特別な支援が必要な児童生徒への必要な配慮や支援を行うための特別支援教育支援員の配置に係る地方財政措置が十分ではない。
- 通級による指導を希望する児童生徒が増加しているが、それに対応する十分な教員数が確保できていない。
- 近年、通常学級において、発達障害等により特別な支援が必要な児童生徒が増加傾向にあることから、発達障害に関する知識・技能を、教員養成段階で身に付けておくことが求められる。

【参考】

- 岡山県における特別支援学校等の児童生徒数の推移（国私立含む）

(単位：人)

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
特 別 支 援 学 校	1,897	2,037	2,106	2,184	2,217	2,242
小・中学校特別支援学級	3,224	3,661	4,072	4,365	4,762	5,159
小・中学校通級指導教室	1,177	1,259	1,419	1,592	1,703	1,727

提案事項

(4) インターネットによる人権侵害の防止対策

- ① インターネット上のいじめや誹謗中傷、犯罪被害等から児童生徒を守るために、法整備等の有効な措置を講じること。
- ② インターネットの適切な利用について、児童生徒への指導や保護者等への啓発を最新情報に基づいて行うことができるよう、資料等の整備・提供を行うこと。

(提案の理由)

現状

- 「いじめ防止対策推進法」が成立し、インターネットを通じて行われるいじめへの対策推進が盛り込まれたが、無料通信アプリや会員制サイト等を介したいじめや誹謗中傷、犯罪被害等のトラブルは、引き続き深刻な状況にある。
- 平成25年度中に発生した、インターネット上の人権侵害情報に係る人権侵犯事件は増加しており、中には児童生徒が被害者となった事例もある。
- 本県では、「岡山県青少年によるインターネットの適切な利用の推進に関する条例」を施行して対策を強化するとともに、インターネット上のいじめ等の早期発見・対応のための検索や監視等の実施、スマートフォンやSNSに関するトラブル防止のための児童生徒、保護者、教職員向けの研修等を行っている。

課題

- 情報端末（携帯電話、スマートフォン、タブレットPC等）の普及に伴い、電子掲示板や学校非公式サイト、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等における書き込みに加え、無料通信アプリ等を介した新たなトラブルの発生など、重大な人権侵害が生じており、早急な対策が必要である。